

2023年度 研究集会声明 「公教育の無償化」の実現と「教育の自由」の確保を - 公教育の無償化の実現にむけた新たな論理の創造 -

公教育をめぐる議論には、未だに「新自由主義」という亡霊が徘徊している。経済的格差の拡大、税制による再分配機能の低下などは、「新自由主義」という「資本主義」の強欲性が看取できる好例である。また、第一次安倍晋三内閣下で強行して制定された「新」教育基本法（2006年）も確実に新自由主義的な政策路線の展開を支えている。周知のように公教育に関する市場原理に基づく政策論では、未だに無償化をめぐる議論では常に所得制限という、国民に新たな分断をもたらす論理が繰り返されている状況である。市場競争の自由しか求めない政策論理は、市場における勝敗の自由がすべてとなる。そこには、公平かつ自由を構築するための公的な負担という発想や論理は片隅に追いやられてしまう。すでに明らかになっているように新自由主義的な公教育に関わる政策や行政の論理は、市場での勝敗が基本であり、市民的な「自由」は軽んじられる傾向、さらに言えば市民的な「自由」は政治的に抑圧あるいは否定される対象でしかない。

岸田内閣は、第211回国会の最終盤に少子化対策を含む「こども関連予算」を増強するという政策パッケージを提示した。しかしながら、防衛費増額の議論と同様に、「規模が先にありき」という政策論の展開でしかない。「子ども・子育て」に関わる政策は、しっかりと財源の議論や財政論などの国会議論が優先されるべきであるが、そうした議論や検討は後回しとなっている。少なくとも「異次元の」少子化対策という政策であれば2012年の「子ども・子育て支援法」の制定と実施、その後の政策成果に関する真摯な検討と総括を抜きにしては政策論としては成り立たないのではないのか。また周知のように、4月に創設された「子ども家庭庁」の省庁名決定には、一部宗教団体や保守政治家が主張する子育てにおける「家庭」の重視という意見を反映したものであったことは既に報じられている。このような政治的動向を考えれば、子ども・子育てに「家庭」を重視するという論理を前提に公的支援を通じた「家庭」の再編強化とその背後での子育てや教育における自由の否定や干渉という事態の発生が危惧される。

公教育をめぐる政策諸動向は、2012年政権交代以降の政府与党が目論む憲法改正などの政治的課題を指示あるいは支える方向で議論され、決定されている傾向が多くなっているのではないのか。さらに指摘すれば、文部科学省は、公教育体制を所掌する省庁としての責任を放棄し、公教育の確立に向けた識見や意識を喪失させてしまったかのように思われる。

こうした現在の公教育に関する政策・行政の状況を踏まえ、私たちは改めて公教育における自由の確保を前提にした平等で公平な公教育の創造の道を啓開していかなければならないと考える。例えば、日本国憲法が保障する「教育の自由と教育を受ける権利」（憲法23条・26条）は、公教育に関わる政策・行政における理念の両輪である。平和で民主的な文化国家の主権者育成を志向することを念頭に1947年に制定された教育基本法（旧教育基本法）第10条1項は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と規定していた。この条文こそが教育の機会均等（つまり平等で公平な公教育の確立）を担保する政策及び行政の理念の核心なのである。

繰り返しになるが、日本国憲法の理念を踏まえれば、「公教育における自由」とは、「新自由主義」が語る「市場原理の自由」ではなく、基本的な人権として位置づけられた「自由」と「福祉国家」の論理を前提とするものである。改めて指摘するまでもなく公教育における自由の確保のためには、平等かつ公平な公教育の確立、換言すれば公教育の無償化の実現が追求され、構築されるべき課題であると私たちは考えている。

公教育計画学会は、既に公教育の「無償化」に関する議論や研究を蓄積してきている。こうした学会での研究成果の蓄積を踏まえ、公教育の無償化を実現するためのさらなる研究と提案を行い、さらに加えて公教育理論の構築に貢献する研究活動をこれからも展開していくことを表明する。